

議案第32号

みやき町固定資産評価審査委員会条例及びみやき町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町固定資産評価審査委員会条例及びみやき町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3年 6月 8日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、行政手続及び内部手続における押印等の見直しに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町固定資産評価審査委員会条例及びみやき町職員の服務の宣誓に
関する条例の一部を改正する条例

(みやき町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 みやき町固定資産評価審査委員会条例（平成17年みやき町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印」を「記名」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載し
なければならない。」に改め、同条第8項中「署名押印」を「記名」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印」を「記名」に改める。

(みやき町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 みやき町職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年みやき町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、」を削り、
「に署名して」を「を任命権者に提出してから」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第1条関係）

改 正 前	改 正 後
（審査の申出） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社 団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したと きは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が 押印しなければならない。</u> <u>5</u> （略） <u>6</u> （略）	（審査の申出） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> （略）
（審査申出人の口頭による意見陳述） 第7条 （略） 2 （略） 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委 員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければなら ない。 （1）～（3） （略）	（審査申出人の口頭による意見陳述） 第7条 （略） 2 （略） 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委 員及び調書を作成した書記がこれに<u>記名</u> _____ しなければなら ない。 （1）～（3） （略）
（口頭審理） 第8条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載し、提出者がこれ に署名押印しなければならない。</u>	（口頭審理） 第8条 （略） 2～4 （略） 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載しなければならない</u> <u>い。</u> _____

改 正 前	改 正 後
(1)～(3) (略) 6・7 (略) 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。 (1)～(5) (略) (実地調査) 第9条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。 (1)～(4) (略) (議事についての調書) 第10条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。 (1)～(4) (略)	(1)～(3) (略) 6・7 (略) 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>記名</u>_____しなければならない。 (1)～(5) (略) (実地調査) 第9条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>記名</u>_____しなければならない。 (1)～(4) (略) (議事についての調書) 第10条 (略) 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>記名</u>_____ならない。 (1)～(4) (略)

みやき町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第2条関係）

改　正　前	改　正　後
(宣誓) 第２条　新たに職員となったものは、 <u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書（別記様式）に署名して</u> でなければ、その職務を行ってはならない。	(宣誓) 第２条　新たに職員となったものは、_____ <u>_____宣誓書（別記様式）を任命 権者に提出してから</u> でなければ、その職務を行ってはいない。
別記様式（第2条関係） 宣　　　誓　　　書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年　月　日 氏名 ㊞	別記様式（第2条関係） 宣　　　誓　　　書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年　月　日 氏名 __